

## 随意契約理由書

件名	島上ポンプ場 3号雨水ポンプガスタービンエンジン改修工事
契約の相手方	株式会社カワサキマシンシステムズ
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>今回改修を行う島上ポンプ場の3号雨水ポンプ用ガスタービンエンジンは、流入した雨水を排水するための重要な雨水ポンプ用駆動装置であり、もし機能不全が発生した場合、市民生活に重大な影響を与えることになる。</p> <p>本改修は、ガスタービンエンジンの点検により、主要部品であるパワーセクション内部にあるタービンプレードの減耗が確認されたので、パワーセクションの取替を行うものである。</p> <p>今回改修を行うガスタービンエンジンは、川崎重工業株式会社により製造・据付され、本改修を行うためには製造会社しか知りえない技術資料及び総合的な調整・整備のノウハウを有している必要があるため、当該機器の製造会社しか履行することができない。</p> <p>製造会社である川崎重工業株式会社は当該機器のメンテナンスについて、上記業者に業務委嘱しているため、本改修は上記業者しか履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局中央水環境センター施設課 (電話番号 078-641-2400)